

ユニフォーム規程 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>第5条 [ユニフォームへの表示]</p> <p>ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) その他</p> <p>① 大会マーク及びキャンペーンマーク等 本条1項の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマークを表示する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。</p> <p>シャツ 場 所：任意 サイズ：50cm²以下</p> <p>② チームエンブレムを選手番号(シャツ背面)の中を含める場合 本条(1)①に加え、チームエンブレム(サイズ5cm²以下)をシャツ背中の選手番号中に表示することができるものとする。ただし、製造メーカー識別標章を含むその他の模様や文字等を</p>	<p>第5条 [ユニフォームへの表示]</p> <p>ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) その他</p> <p>① 大会マーク、キャンペーンマーク 本条本文の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマークを表示する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。</p> <p>シャツ 場 所：任意 サイズ：50cm²以下</p> <p>② <u>リスペクトロゴ</u> <u>本条本文の規定にかかわらず、本協会へ所定の方法で報告することにより、本協会デザインのリスペクトロゴを表示することができる。当該ロゴを表示する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。</u> <u>場 所：シャツ前面もしくは袖又はキャプテンアームバンド</u> <u>サイズ：50cm²以下</u></p> <p>③ チームエンブレムを選手番号(シャツ背面)の中を含める場合 本条(1)①に加え、チームエンブレム(サイズ5cm²以下)をシャツ背中の選手番号中に表示することができるものとする。ただし、製造メーカー識別標章を含むその他の模様や文字等を</p>	<p>記載の適正化</p> <p>リスペクト活動推進のため、リスペクトロゴ表示を認める。競技規則ではシャツ前面及びアームバンドのみ表示を認められている。</p>

表示することはできない。

③ キャプテンアームバンド

キャプテンアームバンドには、チーム識別標章、選手番号、ホームタウン名、活動地域名、選手名、広告及び文字等を表示することはできない。ただし、製造メーカー識別標章及び「C」「Captain」「キャプテン」等のキャプテンであることを意味する文字については、50cm²以下のサイズ（並置する場合も含む）でこれを表示することができる。

④ 各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカの着用の禁止

チームは、各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。

(中略)

[改正]

2012年 4月12日

2013年 2月 7日

2013年12月19日（2014年4月1日施行）

2015年 7月16日（2016年4月1日施行）

2016年11月10日（2017年2月1日施行）

2017年 4月13日

表示することはできない。

④ キャプテンアームバンド

キャプテンアームバンドには、チーム識別標章、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び文字等を表示することはできない。ただし、製造メーカー識別標章、「C」「Captain」「キャプテン」等のキャプテンであることを意味する文字及び本協会デザインのリスペクトロゴについては、50cm²以下のサイズ（並置する場合も含む）でこれを表示することができる。

⑤ 各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカの着用の禁止

チームは、各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。

(中略)

[改正]

2012年 4月12日

2013年 2月 7日

2013年12月19日（2014年4月1日施行）

2015年 7月16日（2016年4月1日施行）

2016年11月10日（2017年2月1日施行）

2017年 4月13日

2019年 7月11日（2019年9月1日施行）

記載の適正化

リスペクト活動推進のため、リスペクトロゴ表示を認める。競技規則ではシャツ前面及びアームバンドのみ表示を認められている。